

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
SEサービス契約(下期システム関連保守運営業務)(TT051)	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番3号	平成21年10月1日	東京都江東区豊洲一丁目1番1号 日本ユニシス株式会社 代表取締役社長 初井 勝人	企画提案書を公募の上、同社が選定されたスポーツ振興投資の実施に関する経営管理業務及び情報システム開発運用管理業務の一環となる契約であり、契約の相手方は他に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥340,749,150	—	0	平成21年度契約 契約期間:H21.10.1~H22.3.31 消費税等含む。
SEサービス契約(SP2検証・本番環境)(TT058)	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番3号	平成21年10月15日	東京都江東区豊洲一丁目1番1号 日本ユニシス株式会社 代表取締役社長 初井 勝人	企画提案書を公募の上、同社が選定されたスポーツ振興投資の実施に関する経営管理業務及び情報システム開発運用管理業務の一環となる契約であり、契約の相手方は他に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥83,924,400	—	0	平成21年度契約 契約期間:H21.11.15~ H22.2.12 消費税等含む。
SEサービス契約(経営コクピットハードディスク拡張対応)(TT053)	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番3号	平成21年10月19日	東京都江東区豊洲一丁目1番1号 日本ユニシス株式会社 代表取締役社長 初井 勝人	企画提案書を公募の上、同社が選定されたスポーツ振興投資の実施に関する経営管理業務及び情報システム開発運用管理業務の一環となる契約であり、契約の相手方は他に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥2,251,200	—	0	平成21年度契約 契約期間:H21.10.19~ H21.11.30 消費税等含む。
会計監査人との監査契約	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成21年10月21日	東京都港区芝浦四丁目13番23号 有限責任監査法人トーマツ 包括代表 佐藤 良二	会計監査人との監査契約は、独立行政法入通則法の規定に基づき、候補者の名簿を提出し、文部科学大臣にその選任を求めることとなっている。候補者の選定に当たって、公募により候補者を募集し、候補者選定委員会において評価を行った結果、有限責任監査法人トーマツを第一候補者と決定し、候補者名簿を文部科学大臣へ提出した。これを受けて、文部科学大臣から当センターの会計監査人として有限責任監査法人トーマツが選任された。以上の理由により、当センター会計規則第18条第4項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため、有限責任監査法人トーマツと随意契約を締結するものである。	—	¥18,900,000	—	0	契約期間:H21.10.21~独立行政 法人通則法第42条に規定す る日 消費税等含む。
財務会計システムにおける新機器移行に伴う既存システムの動作確認調査	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成21年10月23日	東京都港区三田一丁目4-28 NECネクサソリューションズ株式会社	センターの財務会計システムはNECネクサソリューションズ株式会社によって構築されたものである。本システムを導入する時点で、同社が独自に開発した会計システム(以下「コアシステム」という。)が既存しており、センターの財務会計システムは、それを基幹としてセンターの要求要件に合わせてカスタマイズ構築されたシステムである。カスタマイズ部分の著作権はセンターに帰属するが、コアシステムの著作権は同社に帰属する。上述したように本システムのコアシステムに係る著作権は同社に帰属していること、また新機器移行に伴う動作確認調査にあたっては、コアシステムとカスタマイズ部分を切り離して実施することは極めて困難であることから他社による本調査はできないと考えられる。仮に著作権処理がなされたとしても、本調査を行うためにはコアシステムを含むシステム全体を構成するプログラムのソースコードを把握している必要がある。しかし、プログラムのソースコードは企業の経営戦略に係る部分であることから、容易に公開されない部分であり、たとえ公開されても他社がそのコードを解析し理解するためには莫大な時間とコストがかかる。以上のことから、本システムの開発業者である同社に本調査を委託することが最も合理的であり、競争に付することが不利と認められる。したがって、会計規則第18条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、NECネクサソリューションズ株式会社との随意契約を締結するものである。	—	¥2,046,240	—	0	平成21年度契約 契約期間:H21.10.23~ H21.11.16 消費税等含む。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

※予定価格及び落札率の欄の「—」は、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。